

台風に対する備え

防災課

日本列島には毎年、主に7月から10月を中心に台風が襲来し、土砂災害や河川のはん濫など、大きな被害が発生しています。

平成23年9月には台風第12号が日本に上陸しましたが、台風の動きが遅かったため、台風周辺の非常に湿った空気が長時間流れ込み、西日本から北日本にかけて、山沿いを中心に広い範囲で記録的な大雨となりました。この大雨により、各地で土砂災害、浸水、河川のはん濫等が発生し、死者・行方不明者は97名にのぼりました。特に三重県、奈良県、和歌山県の3県では死者・行方不明者が87名にもものぼる甚大な被害が発生しました。

さらに、同月に日本に上陸した台風第15号では、西日本から北日本にかけての広い範囲で、暴風や記録的な大雨となり、死者・行方不明者は19名にのぼりました。

台風による災害 (大雨による災害)

台風は激しい雨をもたらします。台風やその周辺部では、激しい雨が長時間にわたって降り続くことがあります。また、台風が日本から遠く離れた南の海上にあっても、日本付近にある前線に暖かく湿った空気が送り込まれて大雨となることがあり、河川のはん濫や、がけ崩れ、土石流などが発生して私たちの生活や生命を脅かすようになります。

(暴風による災害)

台風の周りでは強い風が吹いています。平均風速15～20m/sの風であっても、歩行者が転倒したり、車の運転に支障が出たりすることがあります。さらに強くなると、物が飛んできたり、建物が損壊したりするなどの被害が生じるようになり、風速40m/sを超えると電柱が倒れることもあります。

また、台風の周辺では大気の状態が不安定になり、竜巻などの現象が生じることがあります。

(高潮・高波による災害)

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上げられます。そこにさらに強い風が吹き込んで、大きな高潮災害が発生することがあります。昭和34年に日本に上陸した伊勢湾台風では、名古屋港で通常よりも約3.5mも潮位が上昇するなど、高潮による大きな災害が発生しました。

また、台風の強い風によって高波が発生したり、台風が日本から遠く離れていても「うねり」となって日本周辺に高波が押し寄せたりすることがあります。



平成23年台風第12号に伴う災害
(写真提供：和歌山県新宮市)

台風に対する備え

台風は時として非常に大きな被害をもたらしますが、事前に台風の大きさや進路を予測し、気象情報として発表される体制が整っているため、事前の備えを十分に行えば、被害を未然に防いだり、軽減させることが可能です。

(日頃からの備え)

家庭においては台風に向けて、次のような準備を十分に行っておきましょう。

- ・あらかじめ窓や雨戸の補強をする
- ・避難する時に必要な非常持出品をまとめておく
- ・家の中で数日間過ごすことができるよう水や食料などの非常備蓄品を準備しておく
- ・避難所の位置や避難所までの道筋を確認しておく
- ・ハザードマップなどで、家の近くの危険箇所を確認しておく

また、災害時の避難において支援を要する方々（災害時要援護者）が迅速・安全に避難できるように、いざという時に誰が支援し、どの段階でどうやって避難するかなど、具体的な避難支援計画を定めておくことが重要です。

(台風が近づく危険性が高まったら)

台風が近づく危険性が高まったら、常に台風に関する情報や避難に関する情報に注意してください。災害発生の危険性が高まり、市町村から避難勧告や避難指示などが出された場合には、危険な状態になる前に、すぐに安全な場所に避難しましょう。

強い雨や風などによって市町村からの避難勧告等の呼び掛けが聞き取れないことがあるかもしれません。気象情報等をテレビやラジオなどでチェックし、危険と思われる場合は速やかに避難することが重要です。

また、浸水や暴風雨により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、自宅や隣接する建物の上部階へ緊急的に避難する、崖から離れた側の部屋に移動するなど、安全を確保するため、臨機応変な対応をとる必要があります。

台風の強さ	中心付近の最大風速	風速と被害 (『新版 気象ハンドブック (朝倉書店) より』)
強い	33m/s以上44m/s未満	[40m/s] 屋根が飛ぶ。小石が飛び散る。
非常に強い	44m/s以上54m/s未満	[50m/s] 倒れる木造家屋が多くなる。
猛烈な	54m/s以上	[60m/s] 鉄塔の曲がるものができる。

台風の強さと最大風速、被害の対応 (気象庁資料より)

住民自らによる災害への備え

防災課

日本列島は、その位置、地形や気象などの自然条件から、地震、台風、集中豪雨などによる自然災害が発生しやすい環境にあります。

平成23年は、未曾有の大災害となった東日本大震災をはじめ、台風第12号や台風第15号による大雨など、全国各地で大規模な自然災害による被害が発生しました。

また現在、東海・東南海・南海地震、首都直下型地震などの発生が懸念されており、このような事態が発生すると、地震の揺れや津波などによって甚大な被害が広範囲に発生すると予測されています。

大規模災害時には被害が大きくなればなる程、消防などの公的機関による消火、救助、救急などの活動が追いつかなくなることが想定されます。例えば大地震が発生し、消防車は全て出払い、がれきで道路が塞がれ、生き埋めになっている人や負傷者がたくさんいたら—そこで大きな役割を果たすのが、地域住民自らによる防災活動です。

地域住民による防災組織として、自主防災組織があります。自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域で住民が自主的に結成する組織のことで、平常時には防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、災害危険箇所の点検、資器材の購入・点検等を行い、災害時には初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所の巡視などを行います。自主防災組織は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、その重要性が見直され、全国各地でその結成・育成が積極的に取り組まれてきました。

連携による活動の活性化

地域の安心安全を守るために活動している自主防災組織が、地域の垣根を越えて互いに連携したり、消防団、学校、企業など、地域の様々な防災活動団体と連携し、お互いの得意分野を活かして補完し合うことで、地域の防災力をより高めることができます。(図1)

ここで、住民と行政が連携して防災のまちづくりを行っている福井県若狭町熊川区自主防災会の取組事例を紹介したいと思います。

熊川区自主防災会は、地域の高齢者と歴史的な町並みを災害から守るため、町と共同で防災まちづくり計画を

策定しました。計画の策定にあたり、防災マップづくりや、町歩きによる課題を発見し、解決策の検討を行うなど、まちづくりに防災を取り入れて、住民と行政が連携して取組を行っています。



防災マップづくりの様子
(出典：第16回防災まちづくり大賞)

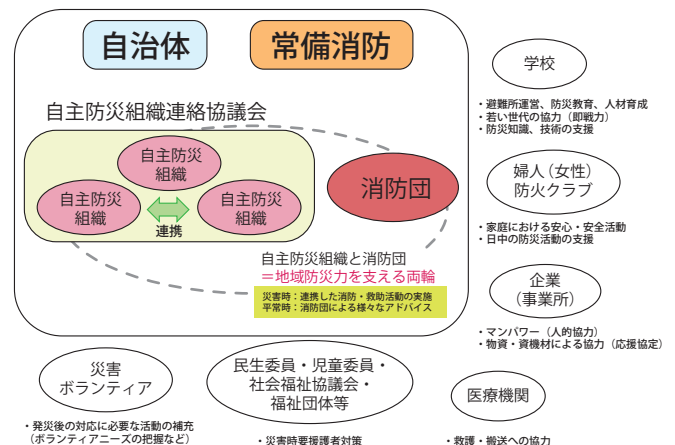
このように、普段から地域の関係団体と連携・協力関係を築き、地域における人的ネットワーク（つながり、結びつき）を広げ、地域コミュニティの強化を図ることが、いざという時に大きな力となります。

自主防災組織については、消防庁が作成した「自主防災組織の手引」に詳しく記載しています。下記のURLからご覧になれますので、ぜひ参考にして下さい。

http://www.fdma.go.jp/html/life/bousai/bousai_2304.pdf

災害時には、その地域に住んでいたり、働いていたりして、その地域をよく知っている人々の自主的な防災活動が必要不可欠です。皆さんも、自ら災害に備え、訓練や危険箇所の点検等、自主防災組織の活動に積極的に参加しましょう。

図1 さまざまな関係機関との連携により期待できること



花火・火遊びによる火災の防止

予防課

1. 花火は楽しく安全に遊ばしましょう

夏の風物詩「花火」。子どもたちにとって楽しみな季節となりました。

しかし、気軽に楽しめる花火も、取り扱いを誤ると火事や火傷などの事故につながりかねません。実際に平成23年中、花火が原因である火災は、全国で69件発生しています。

火災や火傷などの事故が起こらないよう十分注意し、夏の楽しい思い出にしましょう。

花火を安全に遊ぶポイント

1. 気象条件を考え、風の強いときは花火をしない
2. 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
3. 子どもだけでなく大人と一緒に遊ぶ
4. 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
5. 水バケツを用意し、遊び終わった花火は必ず水につける

火遊びによる火災防止のポイント

1. 子どもだけを残して外出しない
- 2.ライターやマッチを子どもの手の届くところに置かない
3. 子どもだけで火を取り扱わせない
4. 火遊びをしているのを見かけたら注意する
5. 火災の恐ろしさ・火の取り扱い方法についてきちんと教育する



2. 火遊びによる火災を防止しましょう

子どもの火遊びによる火災は、大人がいない時に発生することが多く、そのため火災の発見が遅れ、火災が拡大する要因にもなります。

また、平成23年中の火遊びによる火災は、1,731件発生しています。

そのうち、ライターによるものが969件（60.0%）で最も多く、次いでマッチによるものが208件（12.0%）、煙火によるものが69件（4.0%）となっています。

火遊びによる火災をなくすためにも、大人が子どもたちに対して火災の恐ろしさや正しい火の取扱い方法を教える必要があります。子どもの火遊びによる火災が起こらないよう、もう一度子どもたちと火災の恐ろしさ・火の取扱いについて話し合うようにしましょう。

（各数値は「火災報告（平成23年中）における火災の概要（概数）による。）

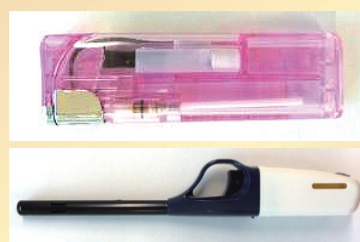
3. ライター等の販売が規制されました

平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行され、いわゆる使い捨てライターや多目的ライターは、経過措置終了後の平成23年9月27日以降、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されています。PSCマークは、構造、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性を求めるとともに、子どもが簡単に操作できない幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）などを規定する技術基準に適合する等の義務を履行した場合に付される表示です。購入の際には、本体にPSCマークが表示されているかどうか、ご確認ください。

販売規制の対象となるライター等

使い捨てライターや多目的ライター（点火棒）のうち、

- ・燃料の容器と構造上一体となっているものであって
- ・当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いたもの



PSCマーク

